

随意契約理由書

件名	落合クリーンセンタークレーン点検整備	
契約の相手方	株式会社 日立プラントメカニクス 関西支店	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、落合クリーンセンターに設置されているごみクレーン2基について、労働安全衛生法およびクレーン等安全規則に基づき性能検査合格までの点検整備を行うものである。</p> <p>当該クレーンはごみピットに貯留されたごみを大型の中継車に乗せ、別のごみ焼却施設に運ぶ主要設備であり、プラント全体の安定的な運転のために点検整備を行い、機能維持と故障の未然防止を図る必要がある。</p> <p>本業務の実施には、ごみクレーンの製作者しか所有していない設備の構造や動力装置・制御装置システムについての専門的知識が必要である。</p> <p>製作・設置は株式会社日立プラントテクノロジーであるが、クレーン事業は株式会社日立プラントメカニクスが事業継承している。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局施設課 落合クリーンセンター	(電話番号 792-3824)